

## 伊丹市特定健康診査等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (特定健康診査の対象者)

第2条 特定健康診査の対象者は、伊丹市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）であって、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達する者及び75歳の年齢に達する75歳未満の者（妊娠婦その他厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

### (特定健康診査の実施)

第3条 特定健康診査は、伊丹市が別に定める伊丹市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき行うものとする。

### (特定保健指導の実施)

第4条 特定保健指導は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、伊丹市が別に定める伊丹市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条に規定する動機付け支援又は第8条に規定する積極的支援により行うものとする。

### (実施機関)

第5条 特定健康診査及び特定保健指導を実施する機関は、伊丹市もしくは伊丹市と契約を締結した医療機関又は民間事業者とする。

(費用)

第6条 特定健康診査の受診及び特定保健指導の利用にかかる自己負担金は、無料とする。

(特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存)

第7条 伊丹市は、法第22条及び第25条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)により作成し、保存するものとする。

2 前項の記録の保存期間は、当該記録の作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

(個人情報の保護)

第8条 特定健康診査及び特定保健指導の記録を取り扱う者は、記録の漏洩を防止すると共に守秘義務及び関係法令を遵守することに加え、機密保持及び個人情報取扱特記事項や、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年伊丹市条例第29号)に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項や個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等を遵守するものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。